

H30.3.20 管理事務所にて收受
H30.3.23 文書供覧 代表理事決裁
H30.4.3 回答書起案

ネットとうほく 2017 (検) 第2号-1
2018年 (平成30年) 3月19日

仙台市青葉区郷六字大森2-1
公益財団法人アタラクシア 御中

NPO法人

〒981-0933

仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体において、貴法人が運営するみやぎ霊園の契約金について、使用しないまま解約したにもかかわらず全く返金されないのは問題があるのではないかとの情報提供がありました。

そこで、貴法人のホームページ (<http://www.miyagi-reien.or.jp/information.html>) を拝見したところ、下記の記載がありました。



記

みやぎ霊園使用規定第12条3項前段

第11条または前項①②により使用許可を取消したとき、または使用権を放棄したときは使用権は本霊園に帰属し、既納の使用料及び管理料は返還致しません。
やすらぎの碑使用規程第4条3項

納付頂きました使用料金は、使用未使用に係らずいずれの場合も返却いたしません。

有期限墓地使用規程18条2項

前項の場合、使用料は返還しない。

そこで、下記事項について、お尋ねしますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

【ご照会事項】

1 みやぎ霊園使用規定について

- (1) 墓地使用料は一括納付、墓地管理料は3年分を一括前納と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。
- (2) 芝生墓地は購入時に墓石の施工が必要と規定されていますが(8条2項)、一般墓地等他の墓地について、墓石の施工時期は定められているのでしょうか。
- (3) 墓石建立前に使用権を放棄するなどして契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料及び管理費の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せて教示ください。
- (4) 管理料は、霊園内の共用施設の維持管理及び事務管理に要する費用であると規定されていますが、実際に使用を開始するまでの使用者の墓地について、どのような管理ないし便益提供がなされているのでしょうか。
- (5) 墓石建立前に、使用許可を取消したとき、または使用権を放棄するなどして

契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するのでしょうか。

- (6) 規程には、契約の終了事由として使用許可の取消、使用権の放棄の規定がありますが、契約の解除については規定されていません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。
- (7) 契約が終了した後の当該墓地については、再度の募集がされるということによろしいでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。
- (8) 墓石施工後に契約が終了した場合、墓石撤去等原状回復は使用者が使用者の費用で行うということによいでしょうか。
- (9) 墓石工事等の施工業者が、請負金額の13%を納付する必要があるようですが(8条1項)、同納付金の意味をご教示ください。

2 やすらぎの碑使用規程について

- (1) 使用料金は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。
- (2) 使用料金(規程第4条)は、墓や納骨壇の使用料と貴法人が個人墓と納骨壇について「納骨から33年後に焼骨を合祀墓に合祀」する費用ということによいでしょうか。使用料金に含まれる費用についてご教示ください。
- (3) 本規定が適用される契約について管理料を徴収しない理由をご教示ください。
- (4) 納骨前や合祀前に使用権を放棄するなどして契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せてご教示ください。
- (5) 納骨前や合祀前に、使用権を放棄するなどして契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するのでしょうか。
- (6) 契約が終了した後の当該墓については、再度の募集がされるということによろしいでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。
- (7) 規程には、注意事項としてお骨返還要求による使用権消滅の記載がありますが、解除規定はありません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。

3 有期限墓地使用規程について

- (1) 墓地・墓石使用料及び管理料は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか
- (2) 納骨前に使用権の放棄などで契約が終了した場合についても、使用者がすでに納入した使用料及び管理費の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せて教示ください。
- (3) 使用期間満了前に、または納骨前に、使用権を放棄するなどして契約が終了するのはどの程度の頻度で発生するのでしょうか。
- (4) 管理料・年 2500 円の定めがありますが、どのような費用にあてていますか。また特に、実際に使用を開始するまでの使用者の墓地について、どのような管理ないし便益提供がなされているのでしょうか。
- (5) 契約が終了した後の当該墓地については、再度の募集がされるということでしょうか。その場合、貴法人が再募集等に要する費用についてご教示ください。
- 9 (6) 規程には、注意事項としてお骨返還要求による使用権消滅の記載がありますが、解除規定はありません。本件契約は解除できないということでしょうか。解除できない場合、解除を認めないこととした理由もあわせてご教示ください。
- (7) 有期限墓地の撤去に関わる費用は契約時の料金に含まれていると規定されていますが（16条3項）、試用期間満了前に契約が終了した場合にも墓地撤去等原状回復費用を使用者が負担することはないということでしょうか。

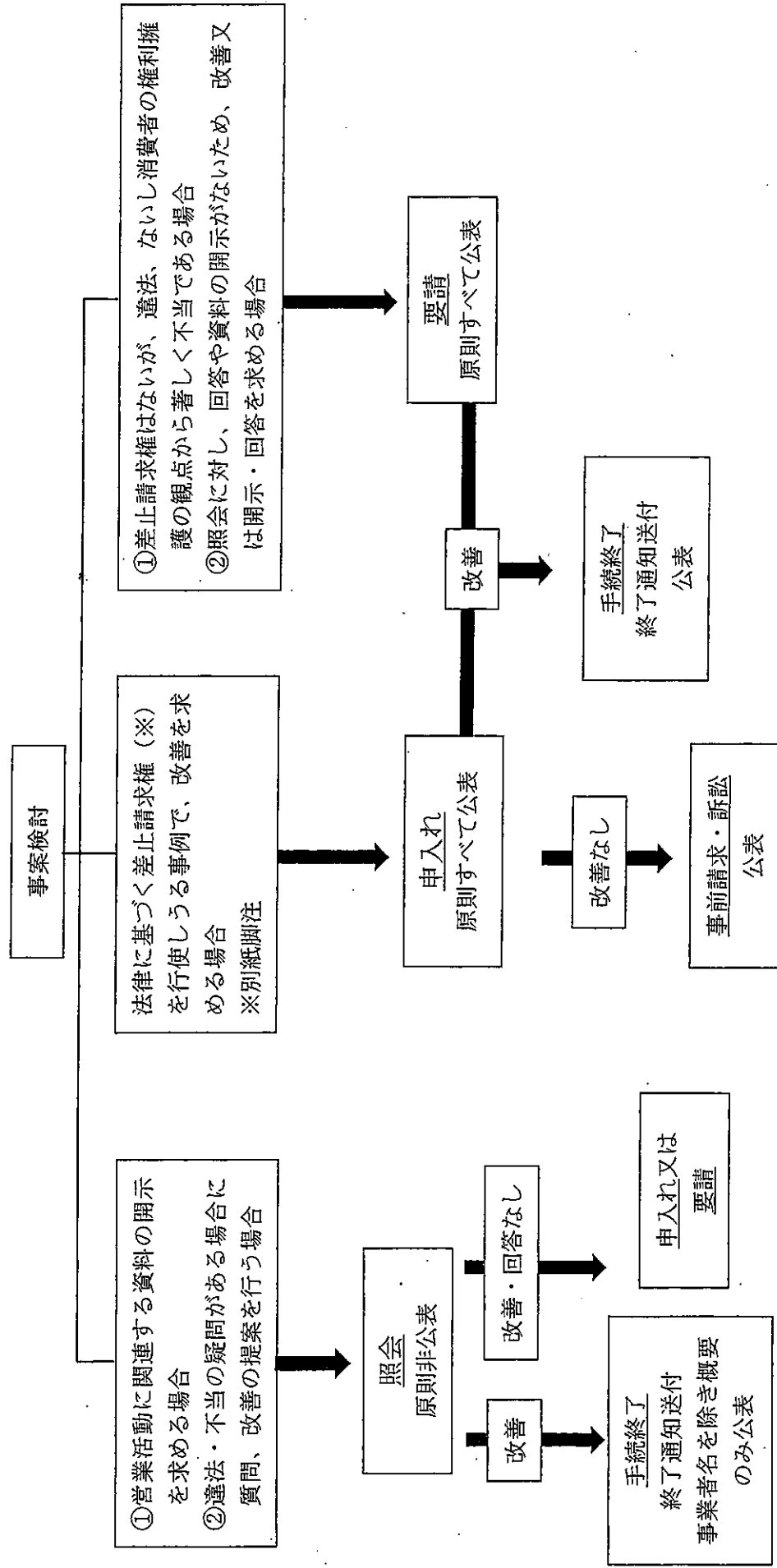
4 みやぎ墓守り後見制度「墓託」について

- (1) 管理料等は一括納付と規定されていますが、分納は一切認められないのでしょうか。
- (2) 期間短縮の場合でも、納付済みの料金は返金できないとの記載がHP上にありますが、行っていない墓地清掃や読経供養の料金も含め、使用者がすでに納入した費用の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せて教示ください。
- (3) HP上では概要を説明したチラシが掲載されており、規定（規程）が確認できませんでしたので、「墓託」の規定（規程）をご提供ください。

以上

ネットとうほく活動方針と公表ルール フローチャート

平成30年1月18日改訂



消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて

当団体の事業者に対する「申し入れ」等の活動は以下のような方針に従って行っています。

1 各手続の趣旨・手続概要について

(1) 照会手続（送付文書名：照会書）

- ア 「照会」とは、事業者に対して、(ア) 営業活動に関連する資料の開示を求めたり、(イ) 違法・不当の疑問がある場合に質問を行ったり、改善の提案として問題点の指摘を行う手続です。
- イ 回答や資料提供を頂き、当団体が相当と判断できる改善がなされた（あるいは既になされていたことが確認された）場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります）。
- ウ 回答や資料提供がされなかったり、回答等はあるが、問題点があり、当団体が「申し入れ」ないし「要請」をすべきと判断した場合には、これら手続に移行します。

(2) 申し入れ手続（送付文書名：申入書）

- ア 「申し入れ」とは、約款・勧誘行為・広告等が違法であり、適格消費者団体である当団体が法律に基づく差止請求権（※）を行使しうる場合に改善を求める手続です。
- イ 「申し入れ」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。
- ウ 相当と判断できる改善がなされなかった場合、検討の上、訴訟相当と判断した場合には、消費者契約法41条に基づき催告の上、差止請求訴訟を提起します。

(3) 要請手続（送付文書名：要請書）

- ア (ア) 法律に基づく差止請求権はないが、違法ないし消費者の権利擁護の観点から著しく不当である場合、(イ) 照会に対し、回答や資料の開示がない場合、改善又は開示・回答を求める手続です。
- イ 「要請」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

(4) 差止請求訴訟手続

裁判所に訴訟提起し、約款・勧誘行為・広告等の使用停止等を求める手続です

2 公表ルール

(1) 照会手続における公表について

- ア 照会手続中は、「照会」を行っている事実含め非公表とします。
- イ 照会手続終了後は、原則として事業者名を除いた概要を公表します。
- ウ 他の手続に移行した場合、照会手続時の活動を公表する場合があります。

(2) 申し入れ手続における公表・要請手続における公表について

原則すべてのやりとり・資料が公開・公表となります（但し、非公開を条件に提供された営業秘密等、当団体が公開不相当と判断したものを除きます。）。

(3) 差止請求訴訟手続における公表について

訴訟の内容等当団体が必要と判断した事項は全て公開・公表します。

※消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、食品表示法に基づき適格消費者団体が有する差止請求権